

吹田市都市計画部 4週8休工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ「公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保」を目指すため、建設業界における若手技術職員の離職対策や新卒者が入職しやすい職場環境づくりの支援として「4週8休工事」の積極的な推進に取り組むことを目的とし、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 4週8休 原則、土日・祝日を休日とするが、対象期間内において4週8休以上の現場閉所が確保されている状態をいう。
- (2) 4週8休以上 対象期間内の現場閉所の日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の閉所日や、発注者が認める場合についても、現場閉所の日数に認めるものとする。
- (3) 対象期間 工事着手日から完成通知日までの期間とする。ただし次に掲げる期間は対象期間から除く。
 - ア 準備期間
 - イ 各種検査期間
 - ウ 年末年始休暇（遵守事項に定める期間もしくは受注者が申告する期間のうち短い方）
 - エ 夏期休暇（3日間もしくは受注者が申告する期間のうち短い方）
 - オ 工場製作のみを実施している期間
 - カ 工事全体を一時中止としている期間
 - キ 発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）
- (4) 現場閉所 工事現場の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（資料整理等）も含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されている状態をいう。
- (5) 関連工事 同一場所に複数の受注者がいる場合で、施工計画において関連し、発注者が指定する工事をいう。

(対象案件)

第3条 原則として、令和6年4月1日以降に入札手続き（公告又は指名（随意契約を含む））を行う都市計画部が実施する設計金額1,000万円以上かつ対象期間が4週間以上の工事とする。なお、関連工事で先の条件を満たさないものがある場合は、当該関連工事も4週8休工事の対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は除くものとする。

- (1) 単価契約工事や維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）
 - (2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等）
 - (3) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、対象とすることが適切でないと認められる工事
- 2 本体工事と同様の条件にて施工する必要がある追加工事等については、規模等に関わらず本体工事に準ずることとする。
- 3 対象案件や発注方式等については公告文、入札説明書、特記仕様書等に明記するものとする。

（内容）

第4条 4週8休工事を実施する内容については、次のとおりとする。

- (1) 4週8休工事においては、4週8休に取組むことを指定し、労務費等の補正を行い当初設計金額を算出する。ただし、4週8休の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて変更契約を行う。
- (2) 工事成績評定の対象工事で、4週8休を達成した場合は、加点対象として評価する。
- (3) 発注者が対象工事を指定して発注する。発注方式は発注者指定方式とする。
- (4) やむを得ず休工日に作業する場合は振替休工日を取得し、対象期間中に4週8休相当の現場閉所日を確保すること。
- (5) 本要領に定めのない事項については、大阪府都市整備部「4週8休工事実施要領」及び「週休2日促進工事実施要領」を準用するものとする。

なお、令和7年4月1日以降に契約する工事（大阪府都市整備部「4週8休工事実施要領」を準用した工事を除く。）の労務費等、市場単価及び建築工事標準単価の補正係数については、「週休2日促進工事実施要領」（令和7年1月24日施行）の「通期の4週8休」を適用する。令和7年3月31日以前に契約された工事（大阪府都市整備部「4週8休工事実施要領」を準用した工事を除く。）については、「週休2日促進工事実施要領」（令和4年2月17日施行）を適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。